

早春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

先回のまちづくりニュース(No.8)でもご紹介いたしましたとおり、東郷セントラル地区では、現在、土地区画整理事業の根幹となる区画整理設計と事業計画の策定を進めております。

区画整理設計にあたっては、発起人会で検討を行った案をもとに、県や国の関連する部局との協議や 調整を進めているところです。

また、事業計画の策定にあたっては、区画整理設計 に基づく概算工事費等の支出の算定、保留地処分や補助金見込み等の収入の算定、土地区画整理事業を実施する前後の土地価格の評価などから、事業の収支バランスや平均減歩率などの検討を進めています。 並行して、町においては、市街化区域編入に向けて、平成 25 年度の都市計画決定を目指して、国や県との調整のもと手続きが進められています。

また、東郷セントラル地区は、東郷町のエコまちづくりを先導する地区として、人と環境にやさしいまちづくりを目指しています。このため、本号では、昨年12月に実施しました「とよたエコフルタウン」への先進地視察の様子と、現在町で検討が進められている「東郷セントラル地区エコまちづくり計画」の中間報告の内容をお伝えします。

平成 25 年 3 月吉日 東郷セントラル土地区画整理組合 発起人代表 近藤教文

最新の環境配慮技術を学ぶため、視察に行ってきました!

平成24年12月1日(土)に発起人会17名で豊田市にある「とよたエコフルタウン」へ見学に行きました。豊田市は様々な環境配慮施策に取り組んでおり、とよたエコフルタウンはスマートハウスをはじめ、様々な環境配慮技術を体感できる施設です。

実際のスマートハウスやエネルギーを一元管理するシステムなどを見学することで、東郷セントラル地区への具体的な導入イメージを参加者で共有しました。





エコフルタウン全体の説明を受けました。



苔とツル植物により壁面緑化された建物や保水性舗装など、各所に環境配慮技術が施されていました。



エコフルタウン内にあるスマートハウスを見学しました。





スマートハウス内では、太陽光発電、電気自動車充電設備、高効率家電などの家庭内のエネルギーを一元管理するシステムの様子を見ることができました。

東郷セントラル地区も人と環境に やさしいまちづくりを目指しています。 詳しくは中面へ・・・

「東郷セントラル地区エコまちづくり」をご紹介します

わが国では、少子高齢社会の進行や深刻化する地球環境問題への対応が課題となっています。そのため、東郷町においても日常生活に必要な機能が身近に集積し、自家用車に過度に頼ることなく暮らすことのできる「エコまちづくり」が求められています。





ここでは、平成24年度の検討結果である中間報告書から、エコまちづくりの目標と、その目標を達成するための4つの基本方針をご紹介します。

エコまちづ くりの目標

4つの基本方針

①東郷セントラル地区から町全体に 波及するエコまちづくりの実践

東郷セントラル地区に公共施設や商業施設を集約させることで、郊外 化を抑制するとともに、町の求心性を高めて子育て世代、高齢者が暮ら しやすい東郷町の拠点を目指します。

②環境にやさしい交通体系の整備

地区内にバスターミナル(交通広場)を整備し、公共交通の利便性を 向上することで、自家用車に依存しない生活を実現するとともに、高齢 者など車を運転しない人も移動しやすいまちを目指します。

③未利用・再生可能エネルギーの活用

東郷セントラル地区での基盤整備、商業施設や住宅などの建設において、エネルギー利用効率の向上、再生可能エネルギーの活用により、東郷町におけるCO2の排出量削減を先導するまちづくりを目指します。

④市街地整備における環境への配慮

市街地整備における環境への配慮として、公共空間および民有地·建築物におけるヒートアイランド化の抑制や風、みどり、水の活用などにより、環境設備に過度に依存しないまちの実現を目指します。

また、まちの共同管理・運営、住民参加による持続的なまちづくりを 目指します。

東郷セントラル 〜集約拠点の形成による環境都市の実現〜 地 からはじまるエコまちづくり

導入検討メニュー

東郷セントラル地区エコまちづくり計画では、「エコまちづくりの目標」や「4つの基本方針」に基づき、東郷セントラル地区で導入を検討していくメニューが示されており、一例をご紹介します。

○集約拠点への商業・ 利便施設の立地誘導 ○交通広場の整備と バス交通の充実

○商業・利便施設や住宅 の省エネ対策の推進

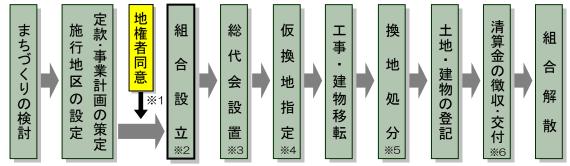
○風のみち、水と緑 のネットワーク ○住民・企業のエコまち 参加の仕組みづくり

また、エコまちづくりの重要な取り組みの1つとして「**環境住宅街区**」を計画しています。 環境住宅街区においては、東郷セントラル地区のエコまちづくりのモデルとなるような様々な 環境配慮施策の導入をイメージしています。





●区画整理の流れ



※1 地権者同意:全体の85%以上の同意を目指します。(平成26年度初め頃から同意書収集予定)

※2 組 合 設 立:同意の有無に関わらず、施行地区内の地権者全員が組合員となります。

※3 総 代 会:各年度の予算決算、仮換地等、事業を進めるための主要事項の議決機関です。

※4 仮換地指定:各個人の換地の位置および面積を図上で指定し通知します。

※5 換 地 処 分:各個人の換地の新住所を定め、現地測量により面積を決定し通知します。

※6 清 算 金:最終の換地面積と仮換地面積の誤差を金銭で清算します。

●資金計画とは

土地区画整理事業を進めるためには、道路や公園などの公共施設整備および宅地整地の工事費や設計費、建物移転費、事業の運営費等の事業費が必要となります。

事業計画に示される資金計画では、事業費がいくら必要になるのか、その費用はどのように調達するのかなど、土地区画整理事業に必要な支出と収入の内容を明らかにします。

具体的な資金計画は、平成25年度末頃に説明する予定で関係機関と調整を進めています。

事業計画に示される資金計画の主な項目

支 出		収入		
項目	内 容		項目	内 容
公共施設整備費	道路、公園、緑地、排水施設など公共施設の整備改善に要する費用		保留地処分金	保留地を売却した金額 (処分価格が社会経済情勢の 変化に影響を受ける場合があ
移転・移設費	建物、工作物等の移転、電柱、上下水道などの移設をするのに要する費用	(同額)		るため注意が必要) 都市計画道路の整備費用に
整地費	宅地の整地に必要な費用		国庫補助金	ついて、国から補助される 金額 (築造費・補償費・用地費)
法第2条2項事業費	上水道や下水道など、供給 処理施設などの整備費		町助成金	東郷町土地区画整理事業助 成要綱に基づき算定された 金額
調査設計費	権利調査、測量、事業計画の 立案、工事設計、換地設計、 登記などに要する費用		その他	証明発行手数料、寄附金 などの金額
借入金利子	融資を受けた場合の借入に対する利子		(賦課金) 事業施行中に 収入不足になった	収入不足額相当を組合員か ら公平に賦課徴収(組合員
事務費	事務所運営費や給料など事業の運営に関わる費用		場合にのみ計上	が負担)する金額
支出(バランス)収入				

●お問い合わせ先: 東郷町 経済建設部 都市計画課 TEL: 0561-38-3111 (内線 2232・2233)